

## 令和4年度行政監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和4年度行政監査実施計画を次のとおり定める。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく事務の執行に関する監査  
(中野区監査委員監査基準第16条第3項の規定に基づく行政監査)

### 第2 監査の対象

#### 1 監査のテーマ

区が締結している協定について

#### 2 対象事務

令和4年10月1日現在、区が法人、個人、その他の団体等と締結している協定

#### 3 対象部局(課)

対象事務に掲げる協定を所管している部局(課)

### 第3 監査の期間

令和4年11月16日(水)から令和5年3月22日(水)まで

### 第4 監査の基本方針

区政を取り巻く多くの行政課題に対応するためには、行政の力だけですべてを賄うことは難しく、区を取り巻く様々な団体等との協働が欠かせないものとなっている。この協働にあたり、区が各団体等と協定(覚書を含む。以下同じ。)を締結し、施策を展開しているものも少なくない。

また、災害対策に関する協定など、地方自治体同士で締結している協定も存在する。

このほか、一の団体との多岐にわたる内容の協力を定めた包括連携協定や、公害防止協定のように一定の規制を設けるものなど、協定と言っても内容は千差万別である。

区も、行政課題に対応して様々な協定を締結しているが、その全体像は必ずしも明らかになっていない。そこで、現在区が締結している協定がどのくらいあり、どの程度機能しているのか等を検証することにより、今後とも区政に有用な協定が適切に締結、運用されることを目的に監査を実施する。

## 第5 監査の着眼点

- 1 協定の内容は明確にされているか。
- 2 協定の実効性は担保されているか。
- 3 協定に基づきどのような活動が行われているか。
- 4 必要に応じて見直しが行われているか。

## 第6 監査実施方法

- 1 書面監査  
関係部局（課）に対して調査票及び関係資料の提出を求め実施する。
- 2 実地監査  
必要に応じて実施案件を選定し、現地にて関係課からの説明を受け実施する。
- 3 事情聴取  
必要に応じて、関係課から事情聴取する。

## 第7 監査の実施場所

監査事務局ほか

## 第8 監査の日程

実施計画決定	※11月16日（水）
監査実施通知	11月16日（水）
細目通知	11月17日（木）
書面監査開始	12月14日（水）
書面監査終了	1月17日（火）
問題点検討	※2月8日（水）
報告素案（講評内容）検討	※2月15日（水）
報告素案（講評内容）決定	※2月22日（水）
講評、報告（案）検討	※3月1日（水）
報告（案）検討	※3月8日（水）
報告（案）検討	※3月15日（水）
報告決定	※3月22日（水）
区長提出、公表	※3月22日（水）

（※ 監査委員協議会開催予定）